

佐賀県告示第二百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨通知があった。

平成二十四年九月十一日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

杵島郡大町町大字福母字前髪山三〇七六の一、三〇七六の二、三〇七六の四から三〇七六の六まで、三〇七九の三、三〇七九の四三、大字大町字弁天籠三二五七の五、三三三三の一、三三三三の二、三三三八六、三三八九、三三九二、三三九三、字杉谷籠四六五二の二、四六五二の六

(二) 保安林として指定された目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

二 (一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

杵島郡大町町大字大町字大畑籠二一一一、字不動寺籠二五九〇の二、二九一七、二九一九、二九六五、二九六八の一、字高尾籠四〇四三の一、四〇四三の二、四一四四、四一四九、四一五一、四一五三、四一五五、四一

五七から四一五九まで、字柴原箆四二一九、四二二〇、四二二三、四二二四、四二二五の一、四二二七、四二二八

(二) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(三) 変更に係る指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

杵島郡大町町大字大町字不動寺箆二九一七、二九一九、二九六五、  
二九六八の一

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市  
町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(I) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県県土づくり本部森林整備課及び大町町産業振興課に備え置いて縦覧に供する。)